原議保存期間 30年 (平成60年3月31日まで)

 有 効 期 間 一種 (平成60年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 各 道 府 県 警 察 本 部 長 (参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第298号 平成29年10月30日 警察庁交通局交通企画課長

人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものに係る道路交通法施行規則における補助率の基準等について(通達)

人の力を補うため原動機を用いる自転車(以下「駆動補助機付自転車」という。)については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率(以下「補助率」という。)が最大で2とされているところである。

本日、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく新事業活動の結果等を踏まえ、 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第48号)が施行された ことに伴い、駆動補助機付自転車のうち、三輪の自転車であって牽引されるための装置を 有するリヤカーを牽引するもの(以下「駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車」という。) については、補助率が最大で3に緩和された。

今後、駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車の補助率の基準等については、下記による こととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「「人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車」に係る特例措置について」(平成26年9月11日付け警察庁丁交企発第136号及び丁交指発第157号)は廃止する。

記

### 1 リヤカーの定義等について

改正後の道路交通法施行規則第1条の3第1号ロにおける「リヤカー」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号で定める軽車両のうち、乗車装置を備えておらず、物を積載して運ぶために用いる車であって、自転車によって牽引されることが想定されるものをいう。

したがって、駆動補助機付自転車のうち、乗車装置を備えた車両や、物を積載して運 ぶために用いることができないような極端に小さい車両を牽引するものは、駆動補助機 付リヤカー牽引三輪自転車には該当せず、補助率の上限は2となることに留意すること。

### 2 補助率の基準について

改正後の道路交通法施行規則第1条の3第1号ロにおいて、駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車を走行させることとなる場合の補助率については、

- 10キロメートル毎時未満の速度において、補助率が3以下であること
- 10キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度において、補助率が、 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から、10を減じて得た数値を3分の14 で除したものを3から減じた数値以下であること
- 24キロメートル毎時以上の速度にあっては、原動機を用いて人の力を補う力が 加わらないこと

## となる (別添参照)。

したがって、牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引していない場合に補助率を2より上げることができる車両については、原動機の構造上の属性として、道路交通法施行規則第1条の3第1号ロの基準に該当しないことから、道路交通法第2条第1項第11号の2で定める自転車には該当しない。当該車両については、同項第9号で定める自動車又は同項第10号で定める原動機付自転車に該当するため、これらの車両に対する法的規制を受けることとなることに留意すること。

なお、道路交通法施行規則第1条の3第1号ニにおいて、人の力を補うために用いる原動機については、同号イからハまでのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であることとされていることから、駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車についても、補助率を定められた数値より上げることができるように改造することが容易でない構造でなければならない。

# 3 制動装置の基準について

自転車の制動装置の基準については、道路交通法施行規則第9条の3において定められているところ、駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車は、積載物を積載した状態で走行させることが通常であることから、このような場合でも同条において定める制動装置の基準を満たす必要があることに留意すること。

### 4 駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車の通行方法について

駆動補助機付リヤカー牽引三輪自転車については、道路交通法第63条の3に規定する 普通自転車には該当しないため、同法第63条の4の規定により歩道を通行することは認 められず、他の軽車両と同様、車道の左側端を通行する必要があることに留意すること。 改正後の駆動補助機付自転車の補助率のイメージ

